二　電磁的記録媒体に当該承諾に関する事項を記録したものを交付する方法 （保安機関による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法） **第三十八条の三**　保安機関は、前条第一項及び第二項の規定による書面の配布に代えて、当該一般消費者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条及び次条において「周知事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条及び次条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、保安機関は、当該書面を配布したものとみなす。 一・二　［略］ 三　電磁的記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法 2　［略］ （保安機関による情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第三十八条の四**　保安機関は、前条第一項の規定により周知事項を提供しようとするときは、次項に定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の各号に掲げるもの（第三項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。 一・二　［略］ 三　電磁的記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法 2・3　［略］ 備考　表中の［　］は注記である。	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体をもって調整するファイルに当該承諾に関する事項を記録したものを交付する方法 （保安機関による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法） **第三十八条の三**　保安機関は、前条第一項及び第二項の規定による書面の配布に代えて、当該一般消費者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条及び次条において「周知事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条及び次条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、保安機関は、当該書面を配布したものとみなす。 一・二　［略］ 三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法 2　［略］ （保安機関による情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第三十八条の四**　保安機関は、前条第一項の規定により周知事項を提供しようとするときは、次項に定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の各号に掲げるもの（第三項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。 一・二　［略］ 三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法 2・3　［略］

様式第四を次のように改める。

様式第４（第８条関係）

液化石油ガス販売事業者証	
登録番号	
登録年月日	年　月　日
氏名又は名称	
代表者の氏名	
販売所の名称及び所在地	

（備考）１　登録番号の欄には、番号の前に登録行政庁名を記載すること。

２　標識を販売所ごとに公衆の見やすい場所に掲示する場合における当該標識は、縦三〇センチメートル、横四〇センチメートルの大きさとすること。